

12 任 用

(1) 試験等の概要

地公法第 15 条は、任用の根本基準として「職員の任用は、この法律の定めるところにより、受験成績、勤務成績その他の能力の実証に基いて行わなければならない。」と規定しており、近代的公務員制度の基本理念の一つである成績主義、能力実証主義の原則を強調している。

本市では、人事委員会規則として、職員の任用に関する規則を制定しており、この規則に基づき、職員の採用<別表 1~3>、昇任<別表 4~6-2>及び転任<別表 20・21>を行っている。

(2) 採用競争試験及び採用選考の実施状況

ア 第 1 類採用試験<別表 7>

実施状況について、申込者数は 3,429 人で、受験者数 2,527 人に対して、合格者数は 429 人となった。これは、昨年度と比べると、申込者数 57 人の減少、受験者数 28 人の増加、合格者数 8 人の減少となっており、倍率は昨年度の 5.7 倍から 5.9 倍に上昇した。

このうち、行政職事務は、受験者数 1,717 人に対して 249 人の合格者を出し、倍率は 6.9 倍となっており、また、行政職技術は、受験者数 234 人に対して 101 人の合格者を出し、倍率は 2.3 倍となった。

あわせて能力認定試験を実施し、受験者数 3 人に対して合格者数 1 人となった。

イ 第 2 類採用試験<別表 8>

実施状況について、申込者数は 662 人で、受験者数 512 人に対して合格者数は 75 人となった。これは、昨年度と比べると、申込者数 99 人の増加、受験者数 75 人の増加、合格者数 20 人の増加となっており、倍率は昨年度の 7.9 倍から 6.8 倍に低下した。

ウ 免許資格職採用試験<別表 9、10>

実施状況について、第 1 次試験 6 月実施分は、申込者数は 102 人で、受験者数 77 人に対して合格者数は 18 人となった。これは、昨年度と比べると、申込者数 33 人の増加、受験者数 30 人の増加、合格者数 10 人の減少となっており、倍率は昨年度の 1.7 倍から 4.3 倍に上昇した。

また、第 1 次試験 9 月実施分は、申込者数は 402 人で、受験者数 289 人に対して合格者数 77 人となった。これは、昨年度と比べると、申込者数 66 人の減少、受験者数 19 人の減少、合格者数 35 人の増加となっており、倍率は昨年度の 7.3 倍から 3.8 倍に低下した。

エ 職務経験者採用試験<別表 11>

実施状況について、申込者数は 1,211 人で、受験者数 872 人に対して合格者数は 98 人となった。これは、昨年度と比べると、申込者数 303 人の増加、受験者数 221 人の増加、合格者数 33 人の増加となっており、倍率は昨年度の 10.2 倍から 8.9 倍に低下した。

オ 身体障害者を対象とした採用選考<別表 12>

実施状況について、申込者数 89 人で、受験者数 80 人に対して合格者数は 17 人となった。これは、昨年度と比べると、申込者数 14 人の増加、受験者数 24 人の増加、合格者数 2 人の減少となっており、倍率は昨年度の 2.9 倍から 4.7 倍に上昇した。

カ 採用選考（人事委員会分）<別表 13>

実施状況について、行政職をはじめ 5 職種について 14 回実施し、受験者数 60 人に対して合

合格者は 24 人となった。これは、昨年度と比べると、受験者数は 47 人、合格者数は 11 人の増加となった。

キ 採用選考（任命権者委任分）＜別表 14＞

実施状況について、医事職をはじめ 6 職種について 27 回実施し、受験者数 1,148 人に対して合格者数は 279 人となった。このうち、任期の定めのない職員に係る採用選考は、受験者数 510 人に対して合格者数は 266 人となり、昨年度と比べると、受験者数 79 人の増加、合格者数 13 人の減少となった。また、任期の定めのある職員に係る採用選考は、受験者数 638 人に対して合格者数は 13 人となり、昨年度と比べると、受験者数 627 人の増加、合格者数 4 人の増加となった。

ク 採用選考（人事委員会承認分）＜別表 15＞

地方公共団体の一般職の任期付職員の採用に関する法律（平成 14 年法律第 48 号）第 3 条の規定に基づく、任期を定めた採用に関する承認件数は 6 件となり、同法第 7 条の規定に基づく、任期の更新に関する承認件数は 4 件となった。また、同法第 8 条の規定に基づく、他の職への任用に関する承認件数は 1 件となった。

(3) 昇任選考等の実施状況

ア 課長以上昇任選考＜別表 16＞

受験者数 221 人に対して合格者数は 221 人となり、昨年度と比べると、受験者数、合格者数ともに 16 人の増加となった。

イ 医事職係長昇任選考＜別表 17＞

受験者数 1 人に対して合格者数は 1 人となり、昨年度と比べると、受験者数、合格者数ともに 1 人の減少となった。

ウ 消防職係長昇任選考・係長転任試験＜別表 18＞

一般消防と航空消防とを併せて、受験者数 234 人に対して最終合格者数は 22 人となった。これは、昨年度と比べると、受験者数 41 人の増加、最終合格者数は同一となっており、倍率は昨年度の 8.8 倍から 10.6 倍に上昇した。

エ 係長昇任選考・係長転任試験＜別表 19＞

係長昇任選考と係長転任試験とを併せて、受験者数 1,013 人に対して最終合格者数は 194 人となった。これは、昨年度と比べると、受験者数 71 人の減少、最終合格者数は 1 人の増加であり、倍率は昨年度の 5.6 倍から 5.2 倍に低下した。

このうち、行政職事務は、受験者数 359 人に対して最終合格者数は 121 人、倍率 3.0 倍となった。

なお、学校事務職について学校事務職係長昇任特例選考を実施した。

(4) 転任試験及び転任承認の実施状況

ア 転任試験＜別表 20＞

採用競争試験と併せて実施している分をみると、申込者数は 118 人で、受験者数 112 人に対して合格者数は 9 人となった。これは、昨年度と比べると、申込者数 2 人の減少、受験者数 2 人の減少、合格者数 4 人の増加となった。

イ 転任承認<別表 21>

申請者数 9 人に対して承認者数は 9 人となり、昨年度と比べると、申請者数、承認者数ともに 4 人の増加となった。

(5) 条件付採用期間の延長及び臨時的任用の更新の実施状況

ア 条件付採用期間の延長<別表 22>

職員の任用に関する規則第 38 条の規定に基づき、人事委員会が行った条件付採用期間の延長に関する決定件数は 15 件となった。

イ 臨時的任用の更新<別表 23>

職員の任用に関する規則第 40 条の規定に基づき、人事委員会が行った臨時的任用の更新に関する承認件数は 543 件となった。

<別表1>試験実施日程

試験の種類	試験区分		試験案内 発表日	申込期間	第1次試験		第2次 試験期間	合格 発表日
					試験日	結果発表日		
第1類	事務	行政一般	4/26(火)	インターネット 及び郵送 申込 4/28(木) ～ 5/15(日)	6/26(日)	7/7(木)	7/20(水) ～ 8/12(金)	8/25(木)
		法律						
		経済						
		社会福祉						
	技術	土木						
		建築						
		機械						
		電気						
		応用化学						
	研究	造園						
		薬学						
		機械						
		応用化学						
		獣医						
	学校事務							
	消防							
第2類	事務	行政一般	7/5(火)	インターネット 及び郵送 申込 7/12(火) ～ 8/7(日)	9/25(日)	10/6(木)	10/17(月) ～ 10/26(水)	11/17(木)
	技術	土木						
		建築						
		機械						
		電気						
		学校事務						
	消防							
免許 資格職 (第1次 試験 6月 実施分)		薬学	4/26(火)	インターネット 及び郵送 申込 4/28(木) ～ 5/15(日)	6/26(日)	7/7(木)	7/20(水) ～ 8/12(金)	8/25(木)
		衛生						
		獣医						
	学芸	化学						
		生命科学						

試験の種類	試験区分	試験案内 発表日	申込期間	第1次試験		第2次 試験期間	合格 発表日
				試験日	結果発表日		
免許 資格職 (第1次 試験 9月 実施分)	保育 I	7/5(火)	インターネット 及び郵送 申込 7/12(火) ～ 8/7(日)	9/25(日)	10/6(木)	10/17(月) ～ 10/26(水)	11/17(木)

試験の種類	試験区分		試験案内 発表日	申込期間	第1次試験	第2次試験	第3次試験	合格 発表日
	事務	技術						
職務 経験者	事務	行政一般	7/5(火)	インターネット 及び郵送 申込 7/12(火) ～ 8/7(日)	試験日 9/25(日) 結果発表日 10/6(木)	試験日 10/22(土) 10/23(日) 結果発表日 11/4(金)	試験日 11/19(土) 11/20(日) 11/26(土)	12/5(月)
		社会福祉						
	技術	土木						
		建築						
		機械						
		電気						
保育 I					試験日 10/26(水)	—	11/17(木)	

試験の種類	試験区分	試験案内 発表日	申込期間	第1次試験		第2次試験	合格 発表日
				試験日	結果発表日		
身体 障害者 を対象 とした 採用 選考	行政一般	7/22(金)	インターネット 及び郵送申込 7/26(火) ～ 8/14(日)	9/25(日)	10/6(木)	試験日 10/16(日)	11/4(金)
	学校事務						

<別表 2-1> 第 1 類採用試験受験資格

試験区分	受験資格
全試験 区分共通	<p>次の(1)及び(2)の要件を満たすこと</p> <p>(1) 次のいずれにも該当しないこと</p> <ul style="list-style-type: none"> ア 成年被後見人又は被保佐人（準禁治産者を含む。） イ 禁錮以上の刑に処せられ、その執行を終わるまで又はその執行を受けることがなくなるまでの者 ウ 名古屋市職員として懲戒免職の処分を受け、当該処分の日から2年を経過しない者 エ 日本国憲法施行の日以後において、日本国憲法又はその下に成立した政府を暴力で破壊することを主張する政党その他の団体を結成し、又はこれに加入した者 <p>(2) 次のいずれかに該当すること</p> <ul style="list-style-type: none"> ア 昭和61年4月2日から平成7年4月1日までに生まれた者 イ 平成7年4月2日以降に生まれた者で、学校教育法（昭和22年法律第26号）による大学（短期大学を除く。）を卒業又は平成29年3月31日までに卒業見込みの者
消防	<p>日本国籍を有し、消防の身体的条件（※）を満たす者 （※）「消防の身体的条件」とは、次のとおりとする。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・身長155cm以上 ・矯正視力両眼0.7以上かつ一眼それぞれ0.3以上 ・赤色、青色及び黄色の色彩の識別ができること ・聴力が左右とも正常であること ・その他消防官としての職務遂行に支障のないこと

<別表 2-2> 第 2 類採用試験受験資格

試験区分	受験資格
全試験 区分共通	<p>次の(1)及び(2)の要件を満たすこと</p> <p>(1) 次のいずれにも該当しないこと</p> <ul style="list-style-type: none"> ア 成年被後見人又は被保佐人（準禁治産者を含む。） イ 禁錮以上の刑に処せられ、その執行を終わるまで又はその執行を受けることがなくなるまでの者 ウ 名古屋市職員として懲戒免職の処分を受け、当該処分の日から2年を経過しない者 エ 日本国憲法施行の日以後において、日本国憲法又はその下に成立した政府を暴力で破壊することを主張する政党その他の団体を結成し、又はこれに加入した者 <p>(2) 平成7年4月2日から平成11年4月1日までに生まれた者 ただし、学校教育法による大学（短期大学を除く。）を卒業又は平成28年3月31日までに卒業見込みの者を除く。</p>
消防	<p>日本国籍を有し、消防の身体的条件（※）を満たす者 （※）「消防の身体的条件」とは、次のとおりとする。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・身長155cm以上 ・矯正視力両眼0.7以上かつ一眼それぞれ0.3以上 ・赤色、青色及び黄色の色彩の識別ができること ・聴力が左右とも正常であること ・その他消防官としての職務遂行に支障のないこと

<別表2-3>免許資格職採用試験受験資格（第1次試験6月実施分）

試験区分	受験資格
全試験 区分共通	<p>次の(1)及び(2)の要件を満たすこと</p> <p>(1) 次のいずれにも該当しないこと</p> <ul style="list-style-type: none"> ア 成年被後見人又は被保佐人（準禁治産者を含む。） イ 禁錮以上の刑に処せられ、その執行を終わるまで又はその執行を受けることがなくなるまでの者 ウ 名古屋市職員として懲戒免職の処分を受け、当該処分の日から2年を経過しない者 エ 日本国憲法施行の日以後において、日本国憲法又はその下に成立した政府を暴力で破壊することを主張する政党その他の団体を結成し、又はこれに加入した者 <p>(2) 次のいずれかに該当すること</p> <ul style="list-style-type: none"> ア 昭和61年4月2日から平成7年4月1日までに生まれた者（ただし、獣医区分は、昭和56年4月2日から平成7年4月1日までに生まれた者） イ 平成7年4月2日以降に生まれた者で、学校教育法による大学（短期大学を除く。）を卒業又は平成29年3月31日までに卒業見込みの者
薬学	<p>薬剤師の免許を有する者、又は平成29年3月末までに実施される薬剤師国家試験により同免許を取得見込みの者</p>
衛生 獣医	<p>食品衛生監視員の任用資格を有する者、又は平成29年3月末までに有する見込みの者</p>
学芸	<p>学芸員の資格を有する者、又は平成29年3月末までに有する見込みの者</p>

<別表2-4>免許資格職採用試験受験資格（第1次試験9月実施分）

試験区分	受験資格
全試験 区分共通	<p>次の(1)及び(2)の要件を満たすこと</p> <p>(1) 次のいずれにも該当しないこと</p> <ul style="list-style-type: none"> ア 成年被後見人又は被保佐人（準禁治産者を含む。） イ 禁錮以上の刑に処せられ、その執行を終わるまで又はその執行を受けることがなくなるまでの者 ウ 名古屋市職員として懲戒免職の処分を受け、当該処分の日から2年を経過しない者 エ 日本国憲法施行の日以後において、日本国憲法又はその下に成立した政府を暴力で破壊することを主張する政党その他の団体を結成し、又はこれに加入した者 <p>(2) 昭和61年4月2日から平成9年4月1日までに生まれた者</p>
保育 I	<p>保育士の資格を有する者、又は平成29年3月末までに有する見込みの者</p>

<別表 2-5> 職務経験者採用試験受験資格

試験区分	受験資格
全試験 区分共通	<p>次の(1)から(3)までのすべての要件を満たすこと</p> <p>(1) 次のいずれにも該当しないこと</p> <p>ア 成年被後見人又は被保佐人（準禁治産者を含む。）</p> <p>イ 禁錮以上の刑に処せられ、その執行を終わるまで又はその執行を受けることがなくなるまでの者</p> <p>ウ 名古屋市職員として懲戒免職の処分を受け、当該処分の日から2年を経過しない者</p> <p>エ 日本国憲法施行の日以後において、日本国憲法又はその下に成立した政府を暴力で破壊することを主張する政党その他の団体を結成し、又はこれに加入した者</p> <p>(2) 昭和32年4月2日から昭和61年4月1日までに生まれた者</p> <p>(3) 直近10年（平成18年7月1日から平成28年6月30日まで）中に60箇月（5年）以上の職務経験がある者</p> <p>※ 職務経験について</p> <ul style="list-style-type: none"> ・「職務経験」とは、会社員、自営業者、公務員等として、同一の事業所に週あたり35時間以上の勤務を12箇月（1年）以上継続して就業していた期間のことをいう。ただし、最低1か所で36箇月（3年）以上継続して就業していた期間が必要。 ・育児休業、介護休業等育児又は家族介護を行う労働者の福祉に関する法律等に基づき事業主が講じる所定労働時間の短縮措置等を利用した期間は、週あたり35時間未満の勤務も継続して就業していた期間として通算する。ただし、短縮される前の所定労働時間は週あたり35時間以上であることが必要。 ・休職、休業などで休んでいた期間は通算しない。ただし、労働基準法等に基づく産前産後休業を取得していた期間は通算する。 ・同一期間内の重複した職務経験は、一方のみを通算する。
社会福祉	平成28年6月30日以前に、社会福祉士又は精神保健福祉士の資格を登録している者
土木	(3)について、試験区分に対応する設計・施工管理に関する職務経験を有する者
建築	平成28年6月30日以前に、建築士法（昭和25年法律第202号）に基づく一級建築士試験に合格している者 (3)について、試験区分に対応する設計・施工管理に関する職務経験を有する者
機械	(3)について、試験区分に対応する設計・施工管理又は保守・維持管理に関する職務経験を有する者
電気	(3)について、試験区分に対応する設計・施工管理又は保守・維持管理に関する職務経験を有する者
保育 I	<p>(3)について、「保育所等（※）」における保育士としての職務経験を有する者</p> <p>（※）「保育所等」とは、次の施設とする。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・保育所や児童養護施設をはじめとする児童福祉施設 ・児童福祉法（昭和22年法律第164号）第12条の4に定める施設 ・就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律（平成18年法律第77号）に定める認定子ども園

<別表2-6>身体障害者を対象とした採用選考受験資格

試験区分	受験資格
全試験 区分共通	<p>次の(1)及び(2)の要件を満たすこと</p> <p>(1) 次のいずれにも該当しないこと</p> <p>ア 成年被後見人又は被保佐人（準禁治産者を含む。）</p> <p>イ 禁錮以上の刑に処せられ、その執行を終わるまで又はその執行を受けることがなくなるまでの者</p> <p>ウ 名古屋市職員として懲戒免職の処分を受け、当該処分の日から2年を経過しない者</p> <p>エ 日本国憲法施行の日以後において、日本国憲法又はその下に成立した政府を暴力で破壊することを主張する政党その他の団体を結成し、又はこれに加入した者</p> <p>(2) 次の条件をいずれも満たすこと</p> <p>ア 身体障害者手帳の交付を受けていること</p> <p>イ 昭和46年4月2日から平成11年4月1日までに生まれた者</p>

<別表3>試験内容

試験の種類	試験区分	第1次試験	第2次試験	
第1類	事務	行政一般	<p>教養試験</p> <p><行政一般・学校事務・消防> 択一式、150分</p> <p>知識分野:35問中30問選択解答 知能分野:20問必須回答</p> <p><行政一般・学校事務・消防以外> 択一式、105分</p> <p>知識分野:35問中20問選択解答 知能分野:15問必須回答</p> <p>専門試験(行政一般・学校事務・消防を除く。) <研究以外> 択一式、40問必須解答、120分</p> <p><研究> 択一式、20問必須解答、60分</p>	<p>口述試験</p> <p>個別面接 (全試験区分)</p> <p>専門面接 (研究のみ)</p> <p>論文試験</p> <p>体力検査(消防のみ)</p> <p>身体検査(消防のみ)</p>
		法律		
		経済		
		社会福祉		
	技術	土木		
		建築		
		機械		
		電気		
		応用化学		
		造園		
		研究		
	機械			
	応用化学			
	獣医			
	学校事務			
	消防			
第2類	事務	行政一般	<p>教養試験</p> <p><行政一般・学校事務・消防> 択一式、150分</p> <p>知識分野:35問中30問選択解答 知能分野:20問必須回答</p> <p><技術> 択一式、105分</p> <p>知識分野:35問中20問選択解答 知能分野:15問必須回答</p> <p>専門試験 <技術> 択一式、40問必須解答、120分</p>	<p>口述試験</p> <p>個別面接</p> <p>作文試験</p> <p>体力検査(消防のみ)</p> <p>身体検査(消防のみ)</p>
		技術		
	建築			
	機械			
	電気			
	学校事務			
		消防		

免許資格職 (第1次試験 6月実施分)	薬学		教養試験 択一式、105分 知識分野:35問中20問選択解答 知能分野:15問必須回答 専門試験(学芸を除く。) <薬学・獣医> 択一式、40問必須解答、120分 <衛生> 択一式、22問必須回答及び36問中18問選択 解答、120分 経験・業績論文(学芸のみ) 記述式、60分	口述試験 個別面接 論文試験
	衛生			
	獣医			
	学芸	化学		
		生命科学		
免許資格職 (第1次試験 9月実施分)	保育 I		口述試験 個別面接 作文試験 ピアノ実技 (保育 I)	

試験の種類	試験区分		第1次試験	第2次試験	第3次試験
職務経験者	事務	行政一般	教養試験 択一式、105分 知識分野:35問中20問選択解答 知能分野:15問必須回答 専門試験 択一式、20問必須解答、60分	経験論文試験 口述試験 個別面接①	口述試験 集団討論 個別面接② ・プレゼン テーション
		社会福祉			
	技術	土木			
		建築			
		機械			
		電気			
	保育 I				

試験の種類	試験区分	第1次試験	第2次試験
身体障害者 を対象とした採用選考	行政一般	教養試験 択一式、85分 知識分野、知能分野:25問必須回答	作文試験 面接試験 個別面接
	学校事務		

<別表4>昇任選考の方法及び受験資格等

任用段階	係長段階		課長段階以上
職種	医事職以外の職種	医事職	全職種
方法	原則として、筆記試験(第1次試験及び第2次試験)(別表6-2参照)、口述試験(第2次試験)、経歴・勤務成績についての書面審査	経歴・勤務成績についての書面審査	
実施時期	原則として、消防職は5月又は6月、その他の職種は11月において人事委員会がそのつど定める。	任命権者の請求のつど行う。	
受験資格	1 昇任する任用段階への必要在職年数を満たしていること。(別表5参照) 2 勤務成績が良好であること。 3 昇任選考実施の日において休職(在籍専従職員の休職を除く。)又は停職中でないこと。 4 消防職に属する職員のうち、消防吏員の階級等に関する規則に定める消防士長の階級又は消防士の階級にある者でないこと。 5 その他(係長段階への昇任選考に係る資格要件(医事職以外の職種)については別表6-1参照)		

<別表5>職員昇任基準年数

職種	学歴区分	任用段階
		係長
行政職、研究職、消防職、保育職、教育指導職、司書職、学芸職、栄養指導職、衛生職、医療技術職、看護保健職	大学卒	5年
	短大卒	7年
	高校卒以下	9年
医事職	—	3年
薬剤職、獣医職	大学卒	3年
清掃職、動物飼育職、水道業務職、運輸職、守衛職	—	9年

(注)1. 任用段階の項に掲げる年数は、各職種又は職種細分ごとに、各任用段階へ昇任するために必要とされるその一つ下位の段階の職における最短の在職年数を示す。

(注)2. 課長段階以上への昇任については、その各任用段階の一つ下位の段階の職に人事委員会が定める昇任に必要な能力の実証に必要な期間(1年)在職していることを要する。

<別表6-1>種別及び資格要件

種別	資格要件
コースⅠ	・係長昇任選考の受験資格を有する者(別表4参照、以下同じ。)のうち、コースⅡ及びコースⅢに該当しない者 ・係長転任試験 ^(注1) を受けようとする者
コースⅡ	係長昇任選考の受験資格を有する者のうち、平成29年3月31日現在、年齢40歳以上である者
コースⅢ	係長昇任選考の受験資格を有する者のうち、平成28年6月現在、別に任命権者が定める副係長として2年以上従事する者

注)1. 係長転任試験とは、職員が現に属する職種以外の職種の係長の段階の職へ任命されるための試験をいい、係長昇任選考と同時期に実施している。

<別表 6-2>筆記試験の内容等

1 行政職(事務)、水道業務職、守衛職

(1) 第1次試験受験者

ア コース I

試験科目		出題内容		問題数		形式	時間	得点配分
第1次試験	法制度等	地方公務員 制 度	地方公務員法を中心と する	約 10 問	30 問	択一式	90 分	300 点
		地 方 自 治 制 度	地方自治法を中心と する	約 10 問				
		事 務 管 理 そ の 他	本市の事務管理、市 行政等	約 10 問				
	市政等に関 する論文	係長として必要な市政等に関する 一般的知識		1 問		記述式	60 分	200 点
第2次 試験	管理監督 論 文	係長として必要な管理監督に関す る知識		1 問		記述式	60 分	150 点

イ コース II

試験科目		出題内容		問題数		形式	時間	得点配分	
第1次試験	法制度等	地方公務員 制 度	地方公務員法を中心 とする	7 問	15 問	択一式	60 分	300 点	
		地 方 自 治 制 度	地方自治法を中心と する	約 6 問					8 問 選択
		事 務 管 理 そ の 他	本市の事務管理、市 行政等	約 7 問					
	市政等に関 する論文	係長として必要な市政等に関する 一般的知識		1 問		記述式	70 分	200 点	
第2次 試験	管理監督 論 文	係長として必要な管理監督に関す る知識		1 問		記述式	70 分	150 点	

ウ コース III

試験科目		出題内容		問題数	形式	時間	得点配分
第1次 試験	市政等に関 する論文	係長として必要な市政等に関する 一般的知識		1 問	記述式	70 分	200 点
第2次 試験	管理監督 論 文	係長として必要な管理監督に関す る知識		1 問	記述式	70 分	150 点

(2) 第1次試験免除者

ア コース I

試験科目		出題内容		問題数	形式	時間	得点配分
第2次 試験	管理監督 論 文	係長として必要な管理監督に関す る知識		1 問	記述式	60 分	150 点

イ コース II 及びコース III

試験科目		出題内容		問題数	形式	時間	得点配分
第2次 試験	管理監督 論 文	係長として必要な管理監督に関す る知識		1 問	記述式	70 分	150 点

2 行政職（技術）、保育職、司書職、学芸職、薬剤職、獣医職、栄養指導職、衛生職、清掃職、運輸職

(1) 第1次試験受験者

ア コースⅠ

試験科目		出題内容		問題数		形式	時間	得点配分
第1次試験	法制度等	地方公務員制度	地方公務員法を中心とする	約7問	20問	択一式	60分	100点
		地方自治制度	地方自治法を中心とする	約6問				
		事務管理その他	本市の事務管理、市行政等	約7問				
	専門的知識	選考等を行う職種における専門的知識		約4問		記述式	90分	200点
第2次試験	管理監督論文	係長として必要な管理監督に関する知識		1問		記述式	60分	150点

イ コースⅡ

試験科目		出題内容		問題数		形式	時間	得点配分
第1次試験	法制度等	地方公務員制度	地方公務員法を中心とする	約7問	10問	択一式	40分	100点
		事務管理その他	本市の事務管理、市行政等	約3問				
		専門的知識	選考等を行う職種における専門的知識	約4問				
第2次試験	管理監督論文	係長として必要な管理監督に関する知識		1問		記述式	70分	150点

ウ コースⅢ

試験科目		出題内容		問題数		形式	時間	得点配分
第1次試験	市政等に関する論文	係長として必要な市政等に関する一般的知識		1問		記述式	70分	200点
第2次試験	管理監督論文	係長として必要な管理監督に関する知識		1問		記述式	70分	150点

(2) 第1次試験免除者

ア コースⅠ

試験科目		出題内容		問題数		形式	時間	得点配分
第2次試験	管理監督論文	係長として必要な管理監督に関する知識		1問		記述式	60分	150点

イ コースⅡ及びコースⅢ

試験科目		出題内容		問題数		形式	時間	得点配分
第2次試験	管理監督論文	係長として必要な管理監督に関する知識		1問		記述式	70分	150点

3 医療技術職、看護保健職、動物飼育職

(1) 第1次試験受験者

ア コースⅠ

試験科目		出題内容		問題数		形式	時間	得点配分
第1次試験	法制度等	地方公務員 制 度	地方公務員法を中心と する	約7問	10問	択一式	30分	50点
		事務管理 そ の 他	本市の事務管理、市 行政等	約3問				
	専門的知識	選考を行う職種における専門的知識		約5問		記述式	120分	250点
第2次試験	管理監督 論 文	係長として必要な管理監督に関する知識		1問		記述式	60分	150点

イ コースⅡ

試験科目		出題内容		問題数		形式	時間	得点配分
第1次試験	法制度等	地方公務員 制 度	地方公務員法を中心と する	約7問	10問	択一式	40分	50点
		事務管理 そ の 他	本市の事務管理、市 行政等	約3問				
	専門的知識	選考等を行う職種における専門的知識		約5問		記述式	130分	250点
第2次試験	管理監督 論 文	係長として必要な管理監督に関する知識		1問		記述式	70分	150点

ウ コースⅢ

試験科目		出題内容		問題数		形式	時間	得点配分
第1次試験	市政等に関する論文	係長として必要な市政等に関する一般的知識		1問		記述式	70分	200点
第2次試験	管理監督 論 文	係長として必要な管理監督に関する知識		1問		記述式	70分	150点

(2) 第1次試験免除者

ア コースⅠ

試験科目		出題内容		問題数		形式	時間	得点配分
第2次試験	管理監督 論 文	係長として必要な管理監督に関する知識		1問		記述式	60分	150点

イ コースⅡ及びコースⅢ

試験科目		出題内容		問題数		形式	時間	得点配分
第2次試験	管理監督 論 文	係長として必要な管理監督に関する知識		1問		記述式	70分	150点

4 消防職

(1) 第1次試験受験者

ア コースⅠ

試験科目		出題内容		問題数		形式	時間	得点配分
第1次試験	法制度等	地方公務員制度	地方公務員法を中心とする	約7問	20問	択一式	60分	100点
		地方自治制度	地方自治法を中心とする	約6問				
		事務管理その他	本市の事務管理、市行政等	約7問				
	専門的知識	選考等を行う職種細分における専門的知識		約4問		記述式	90分	200点
第2次試験	管理監督論文	係長として必要な管理監督に関する知識		1問		記述式	60分	100点

イ コースⅡ

試験科目		出題内容		問題数		形式	時間	得点配分
第1次試験	法制度等	地方公務員制度	地方公務員法を中心とする	約7問	10問	択一式	40分	100点
		事務管理その他	本市の事務管理、市行政等	約3問				
		専門的知識	選考等を行う職種細分における専門的知識		約4問		記述式	100分
第2次試験	管理監督論文	係長として必要な管理監督に関する知識		1問		記述式	70分	100点

ウ コースⅢ

試験科目		出題内容		問題数		形式	時間	得点配分
第1次試験	消防行政に関する論文	係長として必要な消防行政に関する一般的知識		1問		記述式	70分	200点
第2次試験	管理監督論文	係長として必要な管理監督に関する知識		1問		記述式	70分	100点

(2) 第1次試験免除者

ア コースⅠ

試験科目		出題内容		問題数		形式	時間	得点配分
第2次試験	管理監督論文	係長として必要な管理監督に関する知識		1問		記述式	60分	100点

イ コースⅡ及びコースⅢ

試験科目		出題内容		問題数		形式	時間	得点配分
第2次試験	管理監督論文	係長として必要な管理監督に関する知識		1問		記述式	70分	100点

<別表7>第1類採用試験

試験区分		申込者数	第1次試験 受験者数(a)	第2次試験 対象者数	合格者数(b)	倍率 (a)/(b)
事務	行政一般	1,419 人	1,037 人	233 人	87 人	11.9 倍
	法 律	461	343	134	66	5.2
	経 済	244	188	118	49	3.8
	社会福祉	185	149	95	47	3.2
技術	土 木	136	77	60	45	1.7
	建 築	56	33	30	14	2.4
	機 械	53	37	27	11	3.4
	電 気	58	37	34	18	2.1
	応用化学	53	34	15	4	8.5
	造 園	25	16	12	9	1.8
研究	薬学	4	1	0	-	-
	機械	4	4	4	3	1.3
	応用化学	13	10	6	2	5.0
	獣 医	1	0	-	-	-
学校事務		163	133	63	26	5.1
消 防		554	428	118	48	8.9
計		3,429	2,527	949	429	5.9

<別表8>第2類採用試験

試験区分		申込者数	第1次試験 受験者数(a)	第2次試験 対象者数	合格者数(b)	倍率 (a)/(b)
事務	行政一般	155 人	116 人	37 人	19 人	6.1 倍
技術	土 木	13	10	8	4	2.5
	建 築	2	2	2	1	2.0
	機 械	1	1	1	1	1.0
	電 気	2	2	2	0	-
学校事務		33	28	15	5	5.6
消 防		456	353	89	45	7.8
計		662	512	154	75	6.8

<別表 9>免許資格職採用試験（第 1 次試験 6 月実施分）

試験区分		申込者数	第 1 次試験 受験者数 (a)	第 2 次試験 対象者数	合格者数 (b)	倍率 (a)/(b)
薬 学		16 人	10 人	6 人	3 人	3.3 倍
衛 生		56	43	32	10	4.3
獣 医		8	6	6	3	2.0
学 芸	化学	4	4	3	1	4.0
	生命科学	18	14	7	1	14.0
計		102	77	54	18	4.3

<別表 10>免許資格職採用試験（第 1 次試験 9 月実施分）

試験区分		申込者数	第 1 次試験 受験者数 (a)	第 2 次試験 対象者数	合格者数 (b)	倍率 (a)/(b)
保 育 I		402 人	289 人	149 人	77 人	3.8 倍

<別表 11>職務経験者採用試験

試験区分		申込者数	第 1 次試験 受験者数 (a)	第 2 次試験 対象者数	第 3 次試験 対象者数	合格者数 (b)	倍率 (a)/(b)
事 務	行政一般	993 人	697 人	185 人	72 人	45 人	15.5 倍
	社会福祉	54	45	45	24	13	3.5
技 術	土 木	62	51	51	36	17	3.0
	建 築	19	14	14	9	6	2.3
	機 械	39	31	25	12	7	4.4
	電 気	22	14	14	11	6	2.3
保 育 I		22	20	12		4	5.0
計		1,211	872	346	164	98	8.9

<別表 12>身体障害者を対象とした採用選考

試験区分		申込者数	第 1 次試験 受験者数 (a)	第 2 次試験 対象者数	合格者数 (b)	倍率 (a)/(b)
行政一般		83 人	74 人	39 人	14 人	5.3 倍
学校事務		6	6	5	3	2.0
計		89	80	44	17	4.7

<別表 13>採用選考(人事委員会分)

職 種	職種細分 (又は詳細)	受験者数	合格者数	選考回数
行政職	(病院局係長級)	4 人	2 人 (内1人補欠)	1 回
	(言語聴覚士)	1	1	1
	(国への割愛派遣者)	3	3	1
	(住宅都市局部長級)	1	1	1
研究職	(獣医)	12	1	1
学芸職	学芸員	25	2 (内1人補欠)	1
	学芸員 (課長級)	1	1	1
医事職	医師	12	12	6
薬剤職	(病院局係長級)	1	1	1
計		60	24	14

<別表 14>採用選考 (任命権者委任分)

任命権者	採用を必要とする職		受験者数	合格者数	選考回数
	職 種	職種細分 (又は詳細)			
市 長	医事職	医師	1 人	1 人	1 回
	看護保健職	保健師	162	31	2
		看護師	5	4	3
	労務職	—	50	1	1
交 通 局 長	運輸職	運輸業務	65	63	3
		技術業務	9	8	1
病 院 局 長	医事職	医師	19	19	5
	医療技術職	診療放射線技師	22	4	1
		理学療法士	7	5	1
		臨床工学技士	18	11	3
		臨床検査技士	14	7	1
	看護保健職	助産師	138	112	2
		看護師			
准看護師					
小 計			510	266	24
教 育 委 員 会	学校事務職 (育休代替等任期付職員)	—	27	10	1
	労務職 (育休代替等任期付職員)	—	611	3	2
小 計			638	13	3
合 計			1,148	279	27

<別表 15>採用選考（人事委員会承認分）

採用／ 任期の更新	任命権者	職 種	申請件数	延人数	承認者数	承認回数
採用	市 長	医事職 (任期付職員)	1 件	1 人	1 人	1 回
	教育委員会	教員(指導主事) (任期付職員)	5	36	36 ^{※1}	5
任期の更新	市 長	行政職 (任期付職員)	3	3	3	3
	教育委員会	教員(指導主事) (任期付職員)	1 ^{※2}	56	56	1
他の職への 任用	病 院 局 長	行政職 (任期付職員)	1	1	1	1

※1 内 4 人は補欠承認

※2 スクールカウンセラー、スクールソーシャルワーカー及びスクールアドバイザーを一括申請。

<別表 16>課長以上昇任選考

職 種	受 験 者 数	合 格 者 数	選 考 回 数
行 政 職	150 人	150 人	3 回
研 究 職	4	4	
消 防 職	35	35	
保 育 職	5	5	
教 育 指 導 職	1	1	
司 書 職	1	1	
学 芸 職	0	0	
医 事 職	11	11	
薬 剤 職	1	1	
獣 医 職	1	1	
衛 生 職	6	6	
医 療 技 術 職	1	1	
看 護 保 健 職	5	5	
運 輸 職	0	0	
計	221	221	

<別表 17>医事職係長昇任選考

受 験 者 数	合 格 者 数	選 考 回 数
1 人	1 人	1 回

<別表 18> 消防職係長昇任選考・係長転任試験

種別 合格者 数等 区分	コース I			コース II			コース III			計		
	受験者数 A (人)	合格者数 B (人)	倍率 A/B (倍)	受験者数 C (人)	合格者数 D (人)	倍率 C/D (倍)	受験者数 E (人)	合格者数 F (人)	倍率 E/F (倍)	受験者数 G (人)	合格者数 H (人)	倍率 G/H (倍)
一般消防	98	11	8.9	128	10	12.8	7	1	7.0	233	22	10.6
航空消防	0	-	-	1	-	-	0	-	-	1	-	-
計	98	11	8.9	129	10	12.9	7	1	7.0	234	22	10.6

- (注) 1. 受験者数とは第 1 次試験受験者数を、合格者数とは最終合格者数をいう。
 2. 第 1 次試験……………平成 28 年 7 月 13 日実施、平成 28 年 8 月 22 日合格者発表
 3. 最終合格者発表……………平成 28 年 9 月 15 日

<別表 19>

平成28年度係長昇任選考・係長転任試験の実施結果

職種(区分)	コースⅠ					コースⅡ					コースⅢ					計						
	受験者数	第1次試験合格者数	第2次試験受験者数	合格者数	合格倍率	受験者数	第1次試験合格者数	第2次試験受験者数	合格者数	合格倍率	受験者数	第1次試験合格者数	第2次試験受験者数	合格者数	合格倍率	受験者数	第1次試験合格者数	第2次試験受験者数	合格者数	合格倍率		
	A(人)	(人)	(人)	B(人)	A/B(倍)	C(人)	(人)	(人)	D(人)	C/D(倍)	E(人)	(人)	(人)	F(人)	E/F(倍)	G(人)	(人)	(人)	H(人)	G/H(倍)		
行政職	事務	276 (9)	105	114 (9)	97 (6)	2.8	80 (6)	28	34 (6)	22 (1)	3.6	3	2	2	2	1.5	359 (15)	135	150 (15)	121 (7)	3.0	
	土木	87 (1)	9	10 (1)	10 (1)	8.7	43 (2)	1	3 (2)	2 (1)	21.5	3	1	1	0	0.0	133 (3)	11	14 (3)	12 (2)	11.1	
	建築	21	5	5	5	4.2	19	6	6	4	4.8	6 (1)	2	3 (1)	3 (1)	2.0	46 (1)	13	14 (1)	12 (1)	3.8	
	機械	15	4	4	4	3.8	9 (1)	1	2 (1)	1	9.0						24 (1)	5	6 (1)	5	4.8	
	電気	14 (1)	2	3 (1)	2	7.0	24	3	3	2	12.0	5	2	2	2	2.5	43 (1)	7	8 (1)	6	7.2	
	造園	5	2	2	1	5.0	1	0	0	0	-	1	0	0	0	-	7	2	2	1	7.0	
	応用・工業化学	6	1	1	1	6.0	1	0	0	0	-						7	1	1	1	7.0	
	農芸化学																					
	生物																					
	医学物理	1	0	0	0	-	1	0	0	0	-						2	0	0	0	-	
保育職	14	1	1	0	0.0	54 (2)	9	11 (2)	9	6.0	21 (1)	4	5 (1)	5 (1)	4.2	89 (3)	14	17 (3)	14 (1)	6.4		
司書職	8	0	0	0	-	9	2	2	1	9.0						17	2	2	1	17.0		
学芸職	5	0	0	0	-	7	1	1	1	7.0						12	1	1	1	12.0		
薬剤職	8	0	0	0	-	4	0	0	0	-	1	0	0	0	-	13	0	0	0	-		
獣医職	1	1	1	0	0.0	1	1	1	1	1.0						2	2	2	1	2.0		
栄養指導職						3	0	0	0	-	2	0	0	0	-	5	0	0	0	-		
衛生職	17 (1)	5	6 (1)	5 (1)	3.4	2	1	1	1	2.0						19 (1)	6	7 (1)	6 (1)	3.2		
医療技術職	診療放射線技師	9	0	0	0	-	6	0	0	-	5	0	0	0	-	20	0	0	0	-		
	医療検査技術者	2	1	1	1	2.0	12	2	2	12.0						14	3	3	2	7.0		
	理学療法士	1	0	0	0	-	8	0	0	-	2	0	0	0	-	11	0	0	0	-		
	作業療法士	2	0	0	0	-	3	1	1	3.0						5	1	1	1	5.0		
	歯科衛生士											1	0	0	0	-	1	0	0	0	-	
	臨床工学技士	1	0	0	0	-	1	0	0	-						2	0	0	0	-		
看護保健職	保健師	8 (1)	1	2 (1)	2 (1)	4.0	13	1	1	0	0.0	1	1	1	1	1.0	22 (1)	3	4 (1)	3 (1)	7.3	
	助産師						3	0	0	-	3	0	0	0	-	6	0	0	0	-		
	看護師	18	1	1	1	18.0	45	4	4	3	15.0	10	1	1	1	10.0	73	6	6	5	14.6	
清掃職						17	0	0	0	-	1	1	1	1	1.0	18	1	1	1	18.0		
動物飼育職						6	0	0	0	-						6	0	0	0	-		
水道業務職																						
運輸職	運輸業務	21	1	1	0	0.0	31	1	1	1	31.0						52	2	2	1	52.0	
	技術業務	2	0	0	0	-	3	0	0	0	-						5	0	0	0	-	
守衛職																						
合計	542 (13)	139	152 (13)	129 (9)	4.2	406 (11)	62	73 (11)	50 (2)	8.1	65 (2)	14	16 (2)	15 (2)	4.3	1,013 (26)	215	241 (26)	194 (13)	5.2		

注1 ()内の数は、第1次試験免除者の数で内数である。

注2 「受験者数」は、筆記試験の受験者数である。

注3 数値には転任を含む。

<別表 20> 転任試験

試験の種類	申込者数	受験者数	第2次試験 対象者数	合格者		
				転任前	転任後	人数
第1類	110 人	107 人	35 人	労務職	行政職 (土木)	2 人
					行政職 (機械)	1
				運輸職 (技術業務)	行政職 (機械)	1
				行政職 (応用化学)	研究職 (応用化学)	1
				教育指導職	学校事務職	3
第2類	0	—	—	—	—	—
免許資格職 (第1次試験6月実施分)	3	3	1	衛生職	薬剤職	1
免許資格職 (第1次試験9月実施分)	5	2	1	—	—	0
計	118	112	37	9		

<別表 21> 転任承認

転任前	転任後	申請者数	承認者数	承認回数
教育指導職	行政職	1 人	1 人	1 回
教 員	教育指導職	8	8	
計		9	9	1

<別表 22> 条件付採用期間の延長

任命権者	決定件数	内 訳	
		職 種	期 間
市長	2 件	行政職	平成28年10月1日から平成28年10月31日まで
	1	行政職	平成28年10月1日から平成28年11月30日まで
	2	行政職	平成28年11月1日から平成28年12月31日まで
	1	行政職	平成29年1月1日から平成29年3月31日まで
	1	保育職	平成28年10月1日から平成28年12月31日まで
	1	保育職	平成29年1月1日から平成29年2月28日まで
交通局	1	運輸職	平成28年7月1日から平成28年7月31日まで
病院局	1	医事職	平成28年10月1日から平成29年3月31日まで
	1	看護保健職	平成28年10月1日から平成28年10月31日まで
	1	看護保健職	平成28年10月1日から平成28年11月30日まで
	1	看護保健職	平成28年11月1日から平成28年11月30日まで
	1	看護保健職	平成28年12月1日から平成29年1月31日まで
	1	看護保健職	平成28年12月1日から平成29年3月31日まで
計	15	—	—

<別表23> 臨時的任用の更新

任命権者	承認件数	延人数	業 務 内 容	
市長	441 件	494 人	事 務	193 件
			保 育 業 務	214
			指 導 員 業 務	5
			ごみ処理業務	21
			重 労 役 業 務	1
			労 務 雑 役	7
教育委員会	75	85	事 務	15
			栄 養 士 業 務	12
			教 諭 業 務	5
			養 護 教 諭 業 務	2
			講 師 業 務	36
			主事技師級業務	4
			そ の 他 業 務	1
消 防 長	11	11	事 務	11
上下水道局長	14	14	事 務	5
			技 術 補 助	5
			労 務 雑 役	4
交 通 局 長	2	2	事 務	2
計	543	606		